

第三者審査報告書

平成 24 年 7 月 31 日

三井物産株式会社

代表取締役社長 飯島 彰己 殿

株式会社 トーマツ 審査評価機構

代表取締役社長 稲永 弘



1. 審査の対象及び目的

当審査評価機構は、三井物産株式会社（以下「会社」という）が作成した「三井物産 CSR レポート 2012」（以下「CSR レポート」という）の詳細版 P.62、P.63 および P.68 に記載されている 2011 年度の国内・単体の環境定量情報（電力使用量、CO2 排出量、水使用量、紙の使用量、廃棄物排出量および物流量と輸送にかかるエネルギー使用の原単位）（以下「環境定量情報」という。）について審査を実施した。審査の目的は、CSR レポートに記載されている 2011 年度の環境定量情報が、GRI「サステナビリティ・レポート・ガイドライン(第3版)」を参考にして会社が採用した算出方法等に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として審査を実施した。

2. 経営者及び CSR レポートの環境定量情報の審査を行う者の責任

CSR レポートの環境定量情報の作成責任は会社の経営者にあり、当審査評価機構の責任は、独立の立場から CSR レポートの環境定量情報に対する結論を表明することにある。

3. 実施した審査の概要

当審査評価機構は、当該審査の結論表明にあたって限定的な保証を与えるために十分に有意な水準の基礎を得るため、「国際保証業務基準 (International Standard on Assurance Engagements) 3000」(2003 年 12 月 国際会計士連盟) 及び「環境報告書審査基準案」(平成 16 年 3 月 環境省) に準拠して審査を行った。

審査の手続は、環境定量情報について、サンプリングにより集計表とその基礎資料との照合、作成責任者及び担当者に対する質問、関連する議事録・規程・関連資料等の閲覧及び照合、事業所視察、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータとの比較を含んでいる。

4. 結論

「3. 実施した審査の概要」に記載した審査手続を実施した限りにおいて、環境定量情報が、GRI「サステナビリティ・レポート・ガイドライン(第3版)」を参考にして会社が採用した算出方法等に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

以上